

第12回 山梨県緊急経済・雇用対策本部会議

平成25年8月6日（火）

庁議終了後

本館2階特別会議室

進行（副本部長・産業労働部長）

1 開 会

2 議 題

《報告事項》

(1) 最近の経済・雇用情勢について

<資料1> 指標等から見た県内景気の状況

- ① 業況判断DI、鉱工業指数
- ② 個人消費、大口電力使用量
- ③ 企業倒産、公共工事
- ④ 最近の円相場の動き
- ⑤ 有効求人倍率の推移
- ⑥ 完全失業率の推移

(2) 雇用創出奨励金制度の創設について

<資料2>

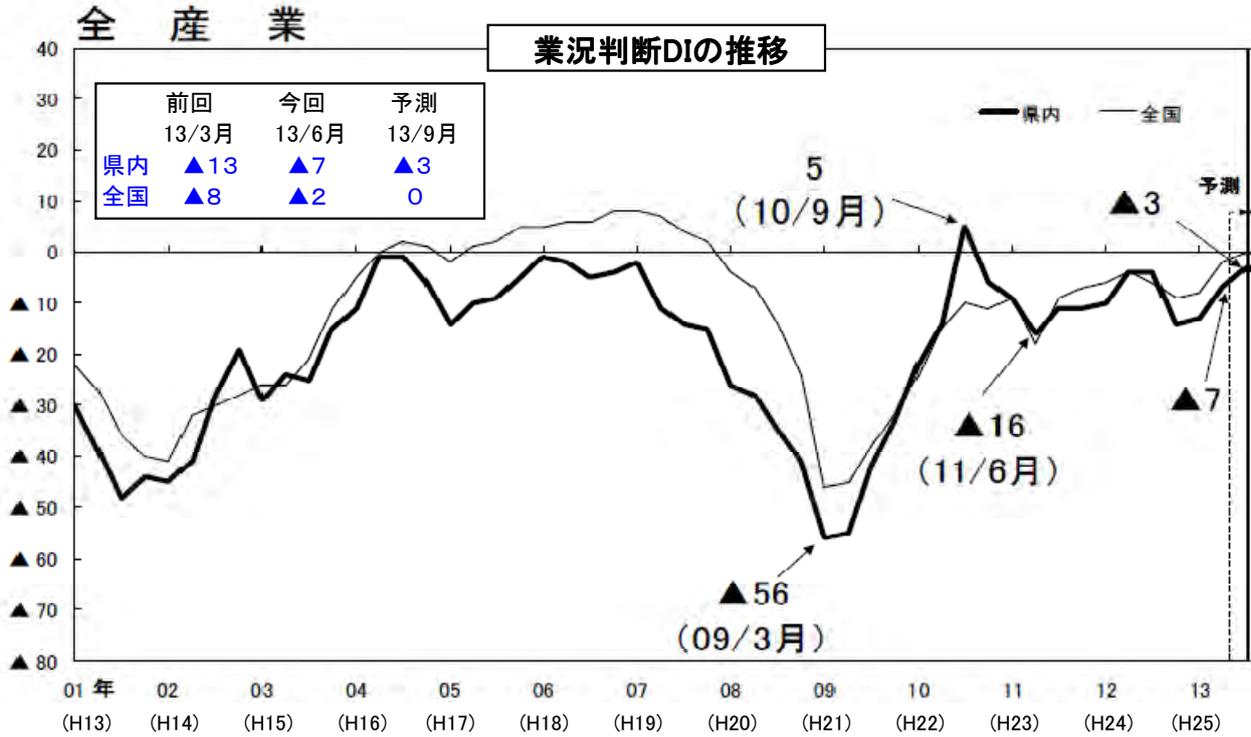
(3) ルネサス エレクトロニクス株式会社 甲府事業所の撤退について

<資料3>

3 閉 会

(1) 景気動向指数

日本銀行甲府支店

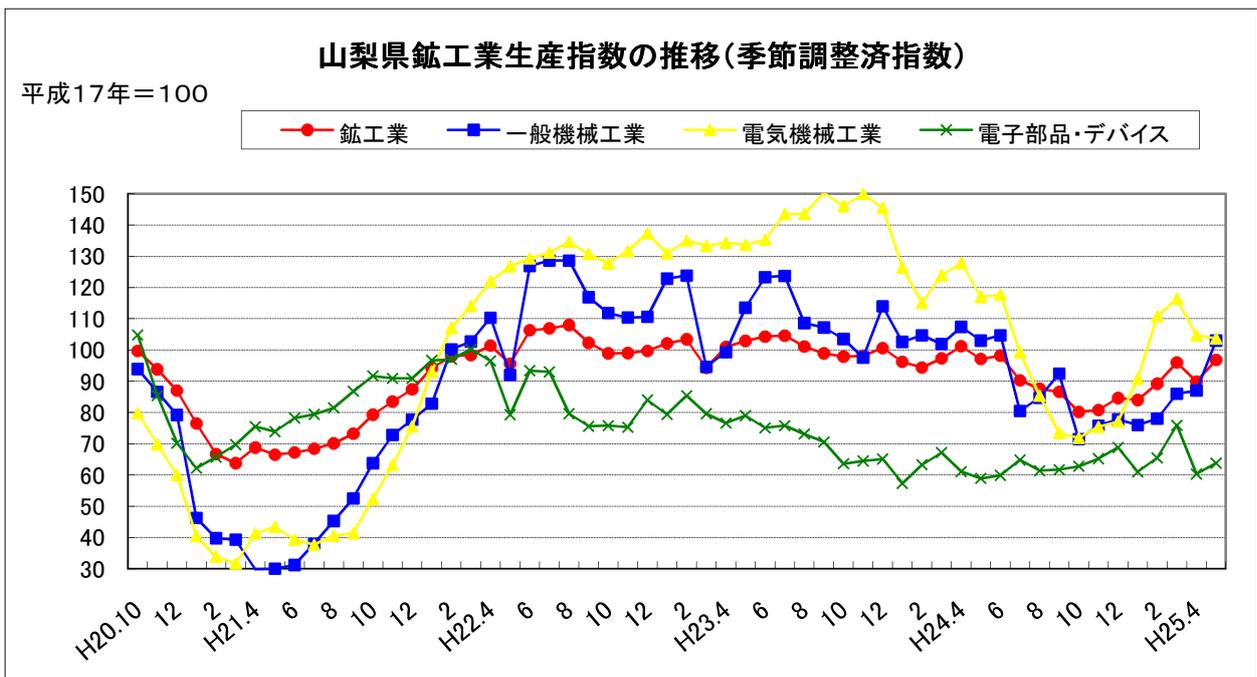


- 6月の業況判断DIは、製造業(前回▲25→▲15)、非製造業(前回▲2→+1)ともに改善。
- 全産業(前回▲13→▲7)で前回比改善。
- 業種別にみると、機械、宿泊・飲食サービスを中心に改善した。
- 先行きについては、全産業で▲3と今回比+4ポイントの改善を見込んでいる。

(2) 鉱工業指数

H25年 5月
生産指数 96.8

山梨県統計調査課

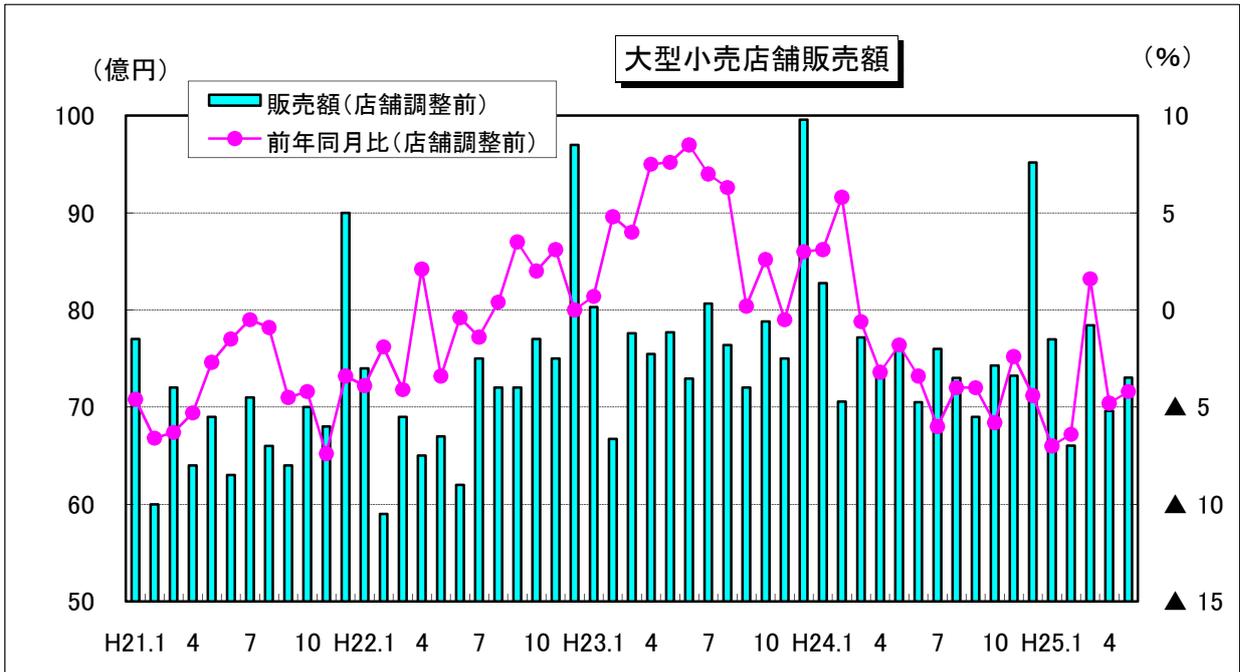


- 平成25年5月の鉱工業生産指数は、96.8で前月比7.7%の上昇。
- 精密機械工業、情報通信機械工業が上昇したことが主な要因。
- 前年同月比(原指数)では0.2%の低下。

(3) 個人消費 H25年 5月
販売額 73億円

関東経済産業局

対前年同月比 -4.2%



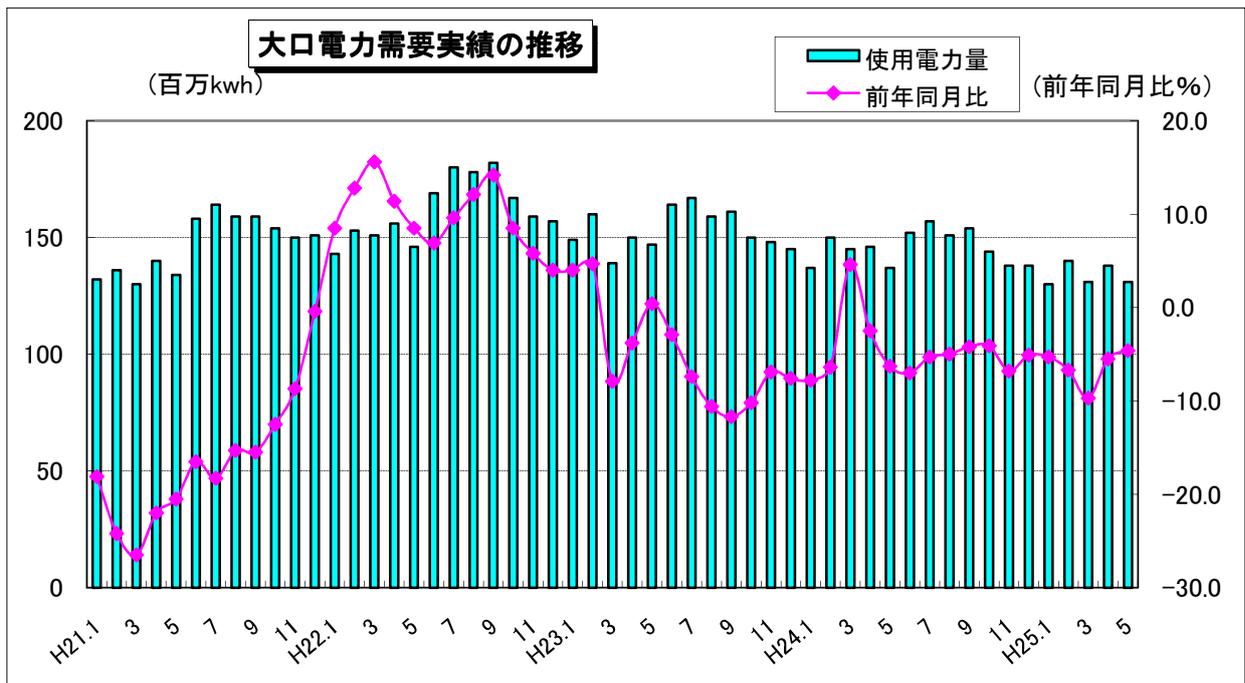
○平成25年5月(速報)の大型小売店舗販売額は、73億円で前年同月比4.2%減と2カ月連続で前年を下回った。
○飲食料品が低調であった。

(4) 大口電力使用量

H25年 5月
電力使用量 131百万kwh

東京電力(株)山梨支店

前年同月比 95.4%

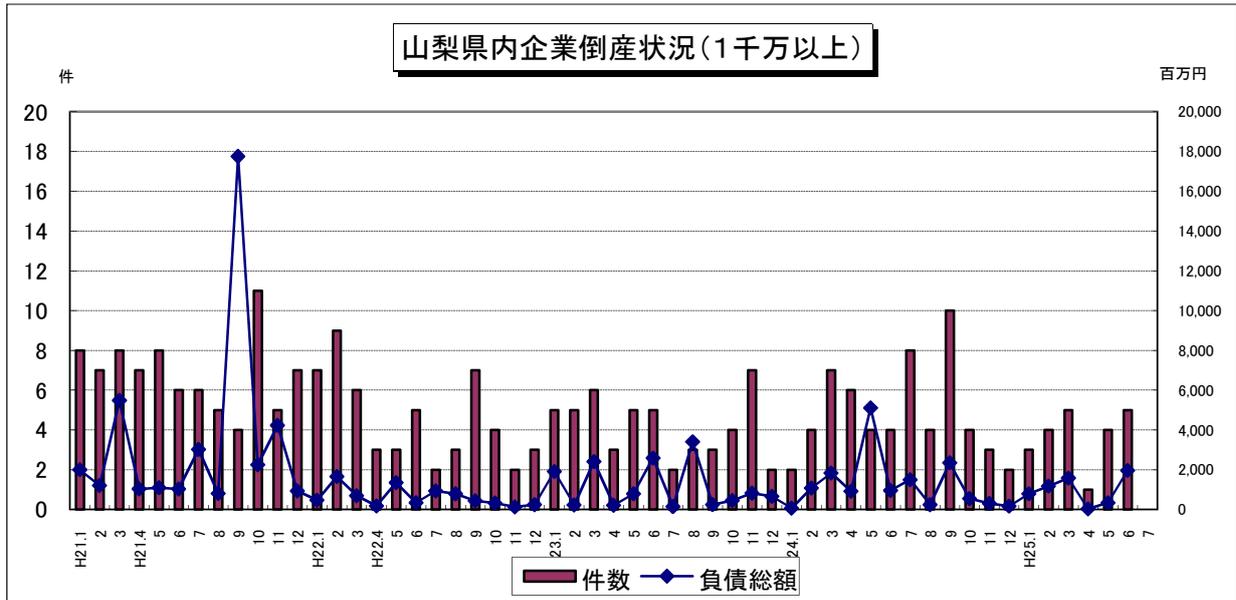


○平成25年5月の大口電力需要は、131百万kwhとなり、前年同月比4.6%減と14カ月連続で前年を下回った。

(5) 企業倒産 H25年 6月
件数 5件

負債総額 1,963 百万円

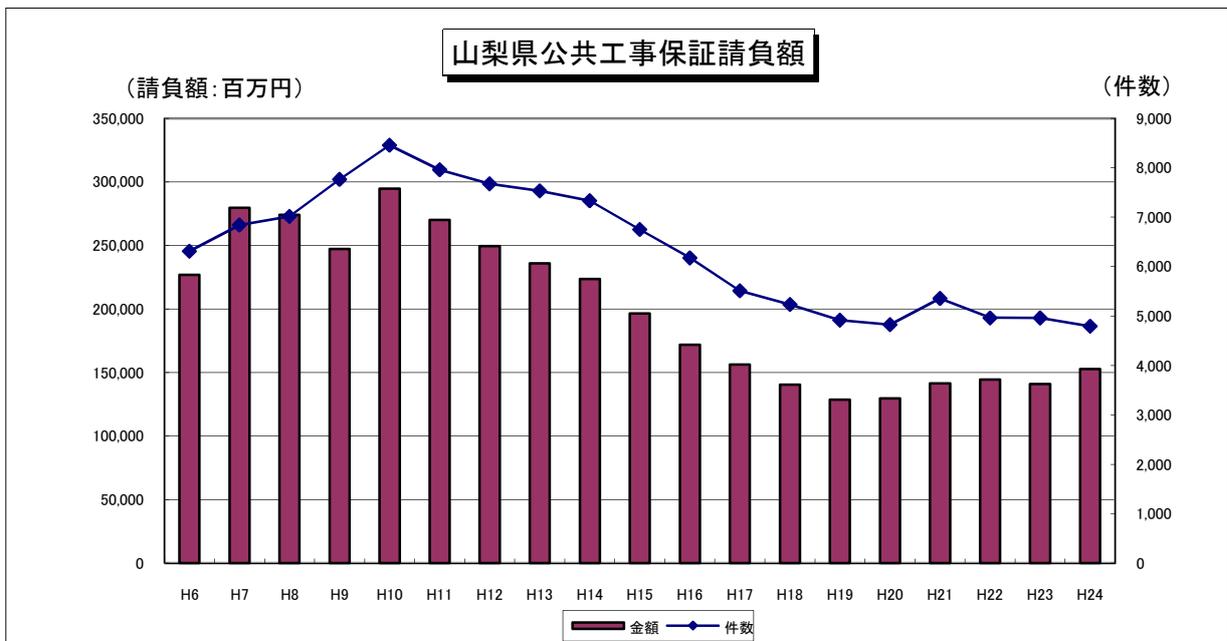
東京商エリサーチ



- 平成25年6月の企業倒産(負債総額1千万円以上)は、件数5件で前月に対し1件増となり、9ヵ月連続で1桁台。
- 負債総額は19億6300万円で、前月に対し16億2200万円増(475.6%増)。
- 販売不振が主な要因。

(6) 公共工事 H24年度
請負金額 1,529億円 (前年比+8.4%)
件数 4,795件 (前年比▲3.4%)

東日本建設業保証



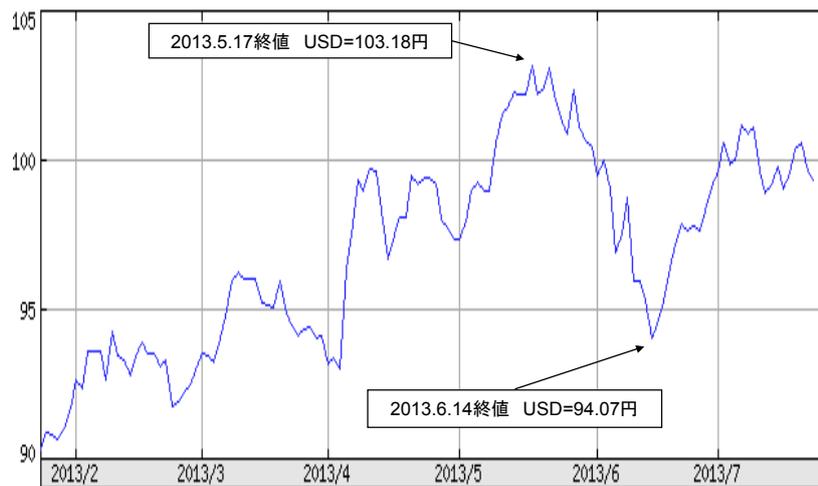
○H24年度の公共工事保証請負額は、152,870百万円と前年比8.4%増(+11,864百万円)となった。

米ドル/円相場 過去5年間の動き

資料1-④



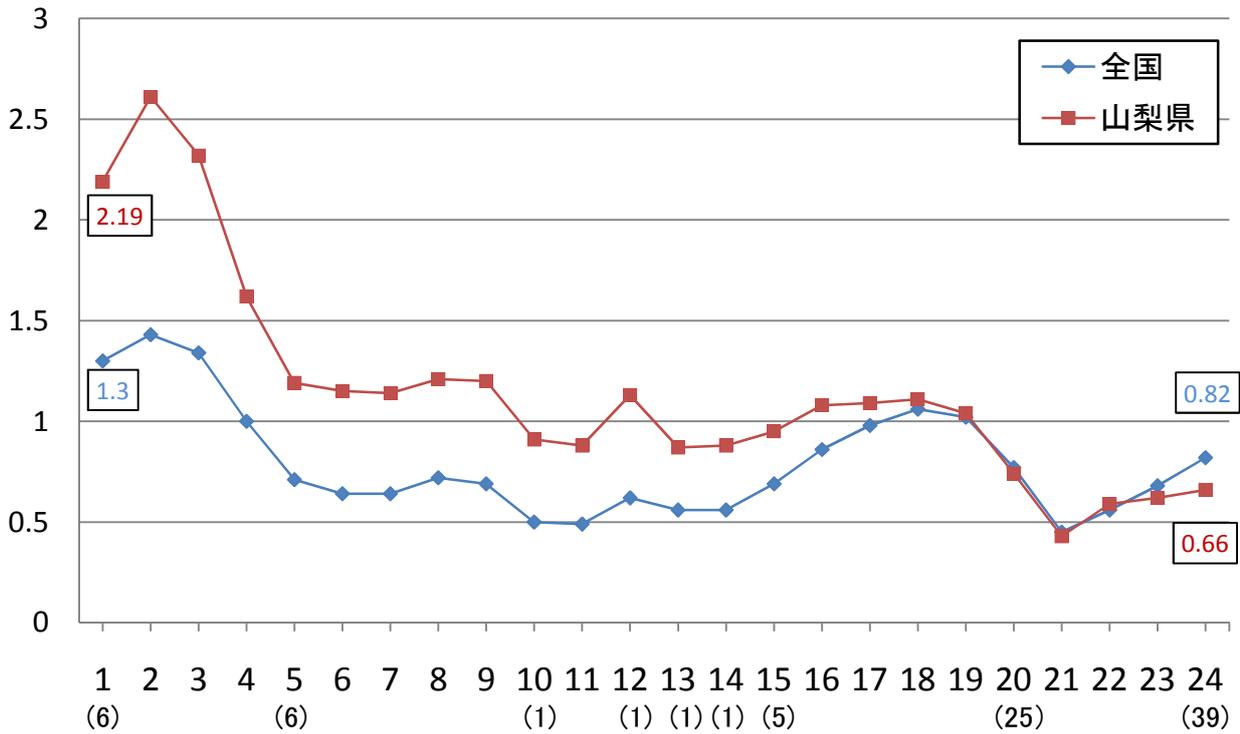
米ドル/円相場 最近6カ月の動き



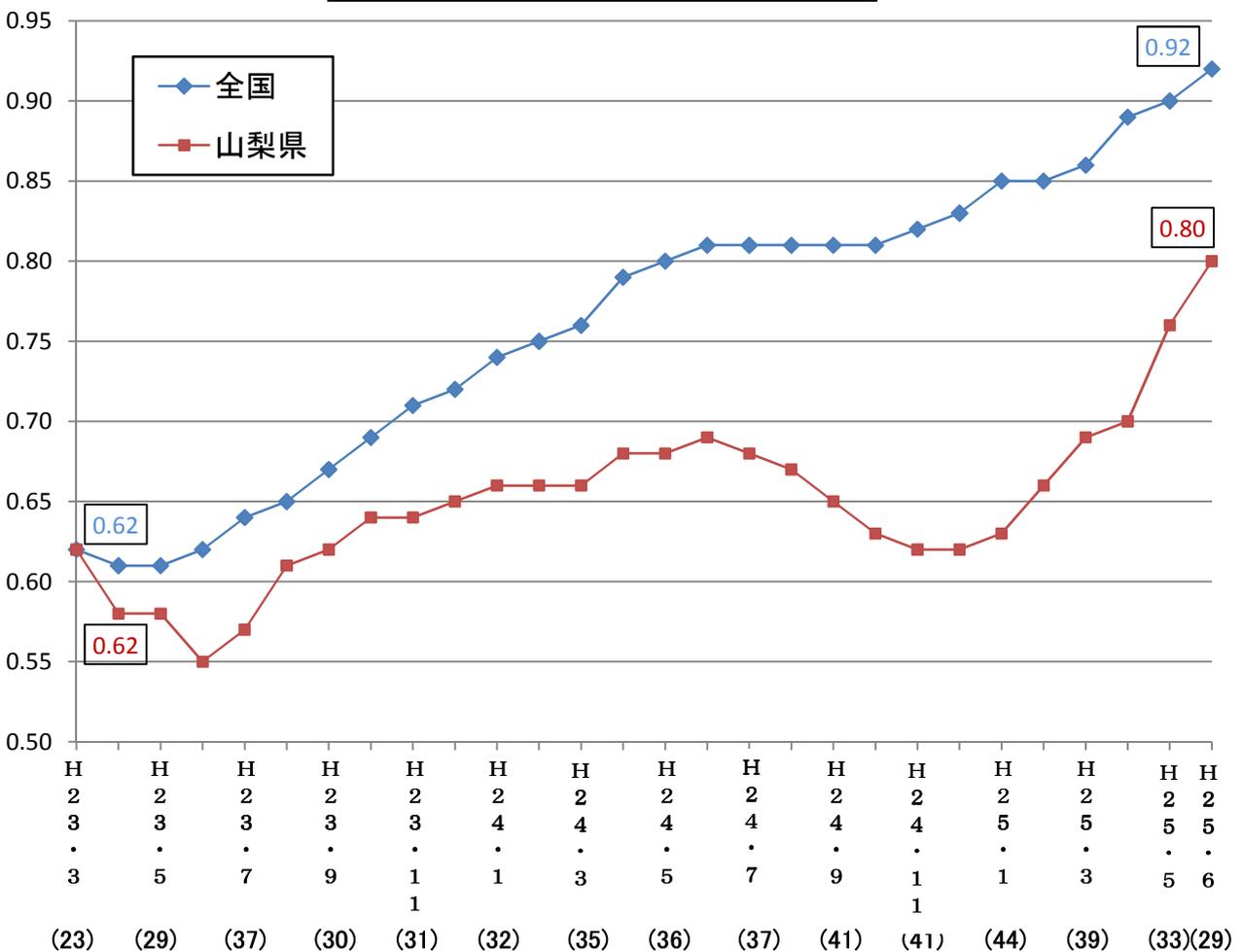
有効求人倍率の推移

資料1-⑤

平成元年度～24年度(年度単位)



平成23年3月～25年6月(月単位)

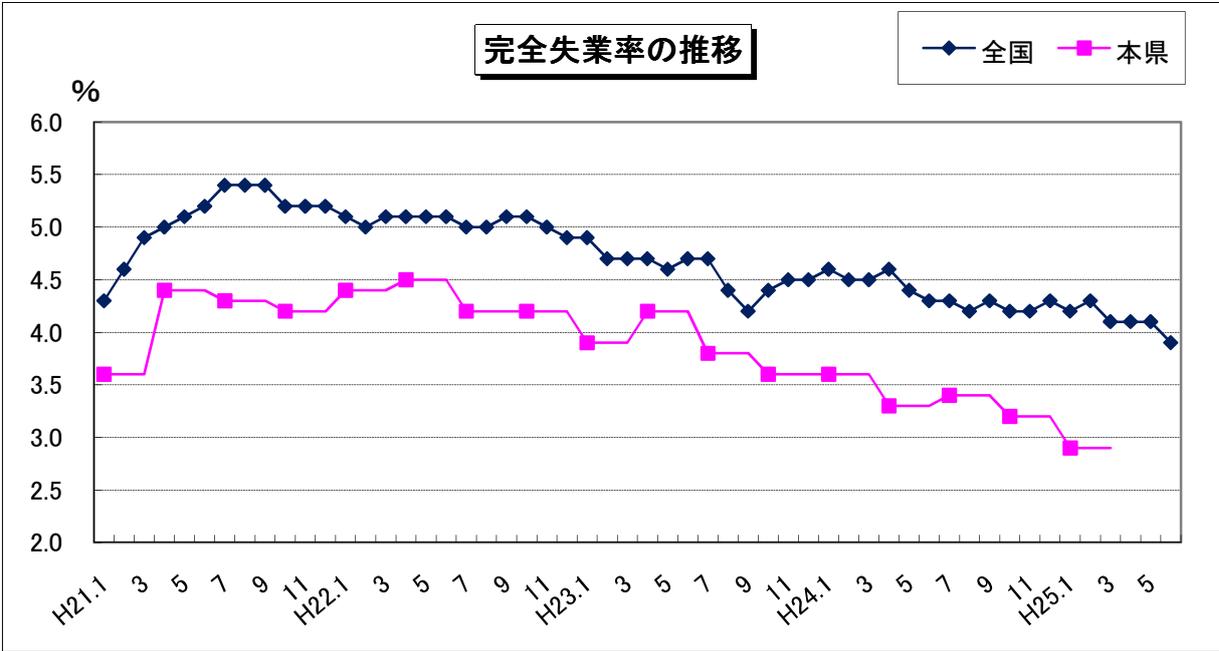


※()は山梨県の全国順位

完全失業率の推移

H25年 1～3月期
失業率 2.9%

山梨県労政雇用課
(季節調整値)



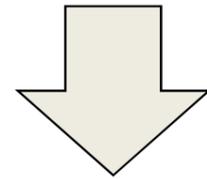
○平成25年6月の全国の完全失業率は前月比0.2ポイント減の3.9%となった。
○平成25年第1四半期(1～3月)の山梨県の失業率は前期比0.3ポイント減の2.9%となった。

雇用創出奨励金制度の概要

制度創設の経緯

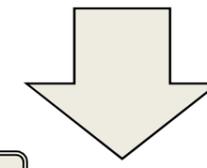
現 状

- 本県の主力産業である機械電子産業の経営環境の悪化などから雇用情勢が急激に厳しさを増し、有効求人倍率は0.80倍（H25年6月）と2年以上にわたり全国平均を下回っている。
- また、事務や生産工程の職は、求職者数に対し求人数が少なく、雇用のミスマッチが発生している。
- さらに、平成25年1月現在の県内人口は23年ぶりに85万人を下回り、地域活力の低下が懸念されている。



課 題

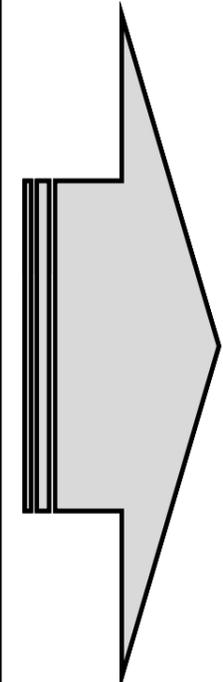
- 有効求人倍率が低く、より多くの雇用を創出する必要がある。
- 職種によって、大きな雇用のミスマッチが発生していることから、この改善を図る必要がある。
- 併せて、雇用が安定するよう産業構造の多様化を進める必要がある。



制度の創設

対象業種に応じて定めた人数を雇用した企業に対し、雇用人数に応じた奨励金を支給する本県独自の制度を創設する。

平成25年8月6日施行



制度の内容(1)

【選定の考え方】
県内の既存企業との競争を避ける必要があることから、主として県外を活動の中心とする業種に限定

対象業種

- ① 企業参入型農業
県内で農作物の生産から卸売までを行う農業法人であって、農産物の流通先が主に県外の区域にわたるもの
※ 生産から卸売りまでの一連の業務を自ら行う場合を支給対象とし、一部の農作業だけを受託する場合は対象外とする。
※ 植物工場での農産物の生産を行う場合は、支給対象とする。
- ② 物流関連業
荷受、保管、梱包、出荷、運送を行う企業であって、物流業務が主に県外の区域にわたるもの
※ 一連の物流業務を自ら行う場合又は一部の物流業務を請け負って行う場合を支給対象とする。
- ③ コールセンター業
コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス業務を行う企業
※ 主として顧客からの問い合わせに対応する業務を行う場合を支給対象とする。
※ 情報通信関連企業立地促進費補助金と同一の対象とする。
- ④ 製造業等
 - ・ 製造業 日本標準産業分類に規定する製造業
 - ・ 試験研究所 自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるもの
 - ・ バイオテクノロジー利用産業 生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用する産業
 ※ 産業集積促進助成金と同一の対象とする。
- ⑤ 新エネルギー業
太陽光発電、小水力発電、バイオマス及び燃料電池によりエネルギーの生産を行う企業
※ 太陽光発電とは、シリコン半導体等を用いて太陽光を電気に変換することをいう。
※ 小水力発電とは、発電出力1,000kw以下の中小規模の河川や農業用水などの小水力を利用し発電することをいう。
※ バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源(化石資源を除く。)で、燃焼熱利用又は発電のための燃料をいう。
※ 燃料電池とは、水素と酸素を化学反応させて発電を行う装置をいう。
※ やまなしエネルギーの地産地消推進計画に定める4つのクリーンエネルギーと同一の対象とする。
- ⑥ 情報サービス業
日本標準産業分類における情報通信業のうち、次に掲げる事業
 - ・ 情報サービス業
 - ・ インターネット附随サービス業
 ※ 情報通信関連企業立地促進費補助金と同一の対象とする。
- ⑦ 本社業務事業
 - ・ 企業活動を統括し、経営や事務管理の中核として意思決定を行う業務(県外から転入する企業に限る。ただし、単なる営業は除く。)
 - ・ 県内企業が他企業の複数部門で行われている共通的な管理業務等を受託して一括処理する業務
- ⑧ 特認事業
主として県外の区域にわたる事業であって、雇用創出に資するものとして知事が特に認めたもの

制度の内容(2)

支給要件

- 雇用人数
次の区分により、新規に常用雇用すること。
 - ◇ 企業参入型農業、物流関連業及びコールセンター業
20人以上
 - ◇ 製造業等、新エネルギー業、情報サービス業、本社業務事業及び特認事業
10人以上
- 資産取得
新規の雇用が進むよう、資産取得要件は設けない。

支給額

- 正規の常用雇用者(県外から配置転換した者を含む。)
60万円
- 非正規の常用雇用者(県外から配置転換した者を含む。)
30万円
ただし、県内に居住する次の者を雇用した場合
 - ◇ 若年者(新卒後3年以内の者)
 - ◇ 企業整理等による非自発的離職者
正規の常用雇用者：100万円
非正規の常用雇用者：50万円
- ※ 正規の常用雇用者とは
1週間の所定労働時間がフルタイムの労働者であって、期間の定めのない労働者又は採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者で、かつ、雇用保険の一般被保険者(1週間の所定労働時間が20時間以上の者)であるもの。
- ※ 非正規の常用雇用者とは
1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比較して短い労働者であって、期間の定めのない労働者又は採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者で、かつ、雇用保険の一般被保険者(1週間の所定労働時間が20時間以上の者)であるもの。

限度額

1社当たりの限度額 1億円

支給方法

企業の事業認定申請に基づいて知事が認定を行った上で、操業開始から1年後に奨励金支給申請書を提出させ、雇用継続を確認して奨励金を支給

返還等

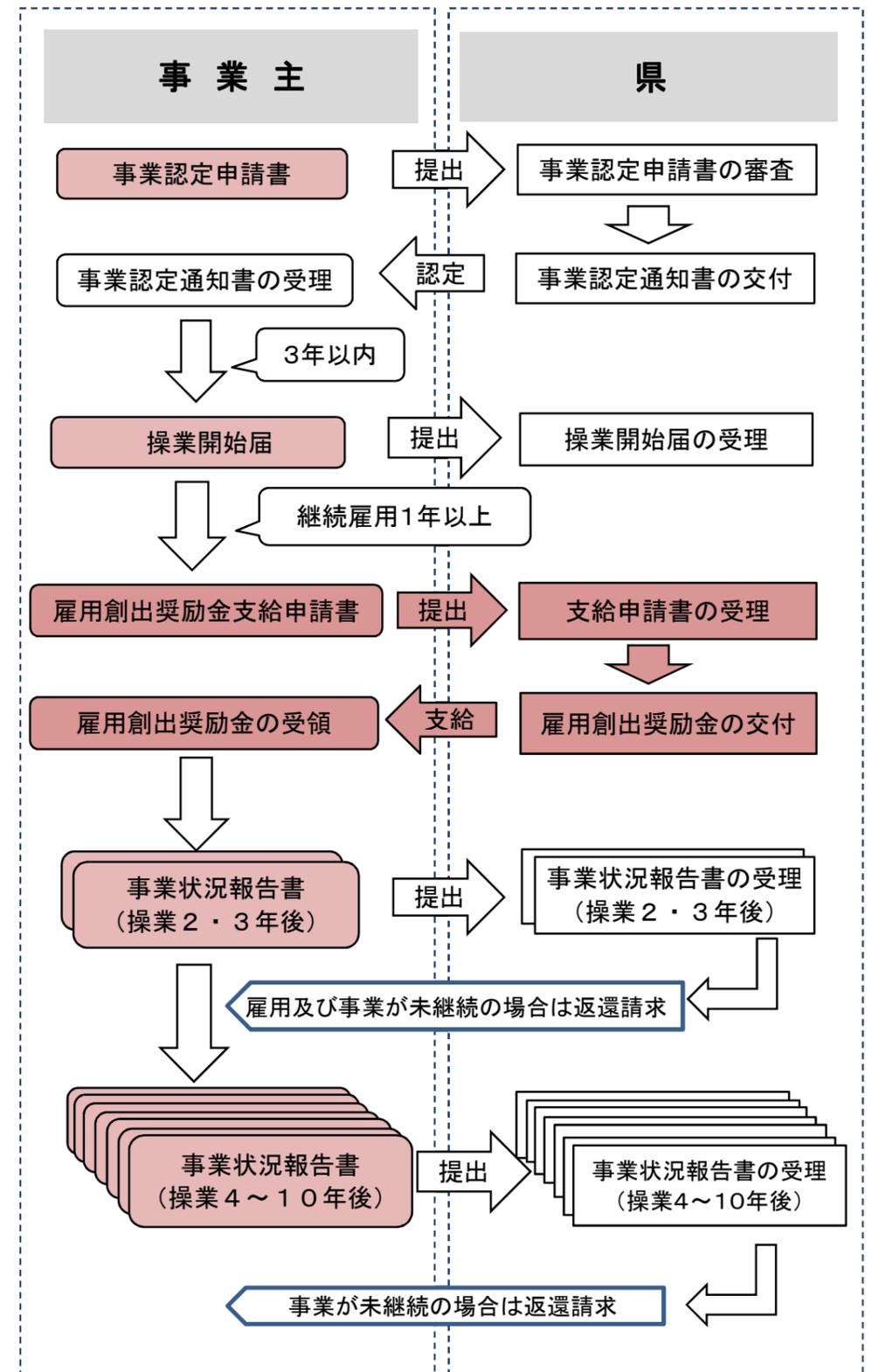
奨励金の支給に当たっては、次のとおり事業継続及び雇用継続を努力義務とすることから、これに反した場合には、奨励金を返還させることができる。

- ◇ 雇用継続の期間 3年以上
- ◇ 事業継続の期間 10年以上
- ※ 支給後は、毎年、事業状況報告書を提出

併給等

- ア 国補助金との関係
国の補助金を受けている場合であっても、雇用創出奨励金を支給することができる。
- イ 県補助金との関係
県の各種補助金を受けている場合であっても、雇用創出奨励金を支給することができる。
ただし、立地に係る補助金を受けた企業及び立地のための造成用地に進出した企業については、雇用創出奨励金は支給できない。
(例) 企業的農業経営推進支援モデル事業
6次産業化農業団地整備モデル事業
- 産業集積促進助成金及び情報通信関連企業立地促進費補助金との関係
それぞれの助成金(補助金)と雇用創出奨励金とを選択して支給を受けることができる。

手続き・支給の流れ



件名	ルネサスエレクトロニクス(株)甲府事業所の撤退について
概要	<p>○昨年度の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年5月22日、新聞等で、ルネサスエレクトロニクスについて、人員削減や主力工場の売却の報道があった。 ・ 同日、報道内容等の確認のため、甲府事業所を訪問。 ・ 6月1日、知事が、鶴丸執行役員(現社長)を訪問。鶴丸執行役員からは、甲府事業所は重要な位置づけであり、事業所としての存続する旨の説明を受けた。 ・ 7月3日、ルネサスエレクトロニクスは、3年以内を目途に、国内19工場のうち、11工場を閉鎖・売却の対象と公表。甲府事業所については対象とならなかった。 <p>○撤退等の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年8月2日午後、ルネサスエレクトロニクス甲府事業所 原田所長が来庁し、甲府事業所の撤退について説明があった。 ・ 8月2日、午後3時すぎに作田会長が、第1四半期の決算発表と併せて、「グループが目指す方向性」を記者発表し、その中で、国内工場の縮小・撤退について公表した。 ・ ルネサスエレクトロニクス全体として、9拠点(前工程)のうち継続は、3拠点(那珂事業所(茨城)、西条事業所(愛媛)、熊本川尻工場)。 ・ 残る拠点は、生産効率、コストパフォーマンスを基準に縮小及び撤退。 ・ 甲府事業所については、1年～2年以内に撤退予定と発表。 <p>○本県への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への対応 今後、労使協議の中で決めて行くと聞いている。 ・ 下請け企業の状況 下請け企業は1次下請け16社、2次下請け269社、計285社ある。 (帝国データバンク調べ) <p>○対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の雇用の確保を図ること及び下請け企業への影響を最小限とするよう要請する。 <p>○甲府事業所概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 甲斐市西八幡4617 原田 繁 事業所長 ・ 立地時期 昭和38年 日立製作所武蔵事業所甲府分工場として設立 ・ 従業員数 約600人(別途 隣接の協力工場 約300人) ・ 業種 半導体素子製造業 集中回路製造業 ・ 営業種目 パワー半導体ウエハー6インチ・8インチの製造